

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 佐々木 朋和

1 日時

令和4年8月2日（火曜日）
午前10時2分開会、午後2時9分散会
（うち休憩 午後0時5分～午後1時2分）

2 場所

第5委員会室

3 出席委員

佐々木朋和委員長、五日市王委員、高橋はじめ委員、佐々木茂光委員、臼澤勉委員、山下正勝委員、吉田敬子委員、佐々木努委員、千田美津子委員

4 欠席委員

千葉秀幸副委員長

5 事務局職員

増澤担当書記、谷地担当書記、米内併任書記、田澤併任書記、青木併任書記

6 説明のために出席した者

医療局

小原医療局長、小原医療局次長、千田経営管理課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

継続調査（環境生活部関係）

「木質バイオマスエネルギー熱電併給事業等による地球温暖化対策の取組について」

9 議事の内容

○佐々木朋和委員長 ただいまから、環境福祉委員会を開会いたします。

千葉秀幸副委員長は、所用のため欠席とのことでありますので御了承願います。

この際、先般の人事異動により新たに就任された執行部の方を御紹介いたします。

新任の福田直環境生活部長を御紹介いたします。

○福田環境生活部長 環境生活部長の福田でございます。環境生活部は所掌が非常に広いことから身の引き締まる思いをしておりますが、脱炭素や女性活躍推進などを通じて岩手県の発展に貢献したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○佐々木朋和委員長 御苦勞さまでした。

これより、本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、木質バイオマスエネルギー熱電併給事業等による地球温暖化対策の取組について現地に出向いて調査を行います。

なお、本日は閉会中の委員会であり、現地調査を行うこととしているため、執行部に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、医療局から旧県立軽米病院跡地の廃棄物に係る損害賠償請求について発言を求められております。

このため、現地調査終了後、議事堂に戻った時点で昼食休憩とし、その後医療局の職員を入室させた上で午後1時から委員会を再開し、発言を許したいと思っておりますのであらかじめ御了承願います。

それでは、バスで移動しますので玄関前まで御移動願います。

〔木質バイオマスエネルギー熱電併給事業等による地球温暖化対策の取組について現地調査を実施〕

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木朋和委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉田敬子委員が、所用のため午後の委員会を欠席するとのことですので御了承願います。

この際、医療局から旧県立軽米病院跡地の廃棄物に係る損害賠償請求について発言を求められておりますので、これを許します。

○千田経営管理課総括課長 軽米町が、旧県立軽米病院跡地から出土した廃棄物の処理費用について県に損害賠償を求めて訴訟を提起する見込みであり、その経緯について説明いたします。

廃棄物の処理に係る費用負担につきましては、これまで軽米町と協議を進めてまいりましたが、令和4年7月6日の軽米町議会臨時会において、県に対する損害賠償請求に係る議案が可決されました。現時点で訴状は届いていないところでございます。

損害賠償請求の内容は、訴えの相手方は岩手県、訴えの趣旨は出土した埋設医療廃棄物の撤去費用に係る損害賠償請求、請求額は1億9千5百万円余、及び令和2年11月20日以降の遅延利息となっており、予備的請求として土地売主に対する瑕疵担保責任の請求も行うこととされております。

2ページ目をお開きください。

(1)、旧軽米病院跡地についてですが、軽米町が発注したかるまい交流駅（仮称）建設工事の用地であります旧県立軽米病院跡地は、昭和21年に岩手県農業会が土地所有者から賃借し、軽米病院を建設し、開設したものです。

昭和25年に医療局に移管した際、医療局が引き続き土地所有者から賃借して病院事業を承継し、その後、昭和44年に新築移転するまで県立軽米病院の敷地として使用してまいりました。

移転後は、軽米町が引き続き所有者から土地を賃借し、医療局から譲渡を受けた旧県立軽米病院建物を助産所や幼稚園、菓子工場などとして平成12年まで使用しておりました。

その後、平成 12 年に軽米町が旧県立軽米病院建物などの建物をすべて撤去し、所有者に土地を返還しましたが、平成 29 年に軽米町がかかるまい交流駅(仮称)の建設予定地として、土地所有者から購入し、令和 2 年 10 月に建設工事に着手したところ、同年 11 月に廃棄物等が出土したものであります。

次に、(2)、廃棄物が出土したあとの経緯についてであります。

前回の当委員会において、令和 4 年 3 月 3 日までの経緯は説明しておりますので、それ以降について御説明いたします。

令和 4 年 3 月 3 日に医療局といたしまして、軽米町に対し、廃棄物の内容、量、出土位置などがわかる資料の提出を再度依頼する回答を行ったところですが、その後、3 月 24 日、軽米町から資料は送付済みであり、再度請求内容の諾否を求める通知があったところであります。

これに対して、4 月 14 日に医療局より法的責任は無いが、病院由来の廃棄物の処理費用の支弁は、検討を考慮しており、については医療廃棄物がどの程度出土しているのか、医療廃棄物以外の廃棄物がどのような割合で出土しているのか不明のままでは具体的な検討ができないことから、改めて資料の提出を依頼する回答を行ったところであります。

その後、7 月 4 日に軽米町から協議による解決は困難であり、軽米町議会の承認を求め、訴訟の提起を行う旨通知があり、7 月 6 日に軽米町議会において、県を被告とする損害賠償請求事件に係る訴えの提起について議案が可決されたところでございます。説明は以上でございます。

○佐々木朋和委員長 ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

○高橋はじめ委員 まず本件に関して当委員会に説明いただいてありがとうございます。このような情報提供は遅滞なくお願いしたいと思います。

医療廃棄物というか壊れた体温計であるとか、注射器といったものが出土したということですが、医療局の中で確認された方はいるのか。いるのであれば、そのときはどのような状況であったのかお伺いしたいと思います。

○千田経営管理課総括課長 軽米町から旧県立軽米病院で使用したと思われる廃棄物が出土したという連絡を受けまして、我々も廃棄物の出土状況、どのくらいの割合、量であるかを確認する必要がありますので、3 回ほど医療局職員を現地に派遣して軽米町の職員と一緒に状況を確認しております。

○高橋はじめ委員 3 回ほど確認したというお話でしたが、1 回目に現地を見たときに体温計などはどのような状態でそこにあったのか。出土した場所の傍らに置かれているのであれば、体温計と一緒にどのようなものが周りにあったのか。その辺の状況はいかがですか。

○千田経営管理課総括課長 当時の現場の状況であります。現地の職員の復命書やその後の聞き取りによると、軽米町では試掘のような形で 12 カ所ほどの穴を掘っている状況でありましたけれども、その試掘の場所を覗きますと、薬の缶や瓶といったもののほか、陶

器であるとか必ずしも医療系とは断定できないような廃棄物も混在した層のような形になっている箇所がある一方、そういったごみが集中していないような箇所もあるというところでもございましたので、そういった状況も踏まえまして、軽米町にはどのくらいの割合、量がどの場所に、こういった分布になっているかをきちんと写真などで記録をとっておくように協議をしたところでございます。

○高橋はじめ委員 体温計が壊れたものをもとに医療廃棄物と言われておりますので、そのごみの状況、そういったものが集中してあったのか、あるいはほかの燃え殻といったものと混在してあったのか。その辺はどうなっていますか。

○千田経営管理課総括課長 軽米町から提供していただいた写真を見る限りは混在しているようなところもありますし、薬品の瓶のようなものがまとまった形で写っているところもございます。ただその写真がどの場所のこういった方向から撮ったものであるかですか、あるいはそもそも当該廃棄物がどのくらいの量、重量のものかまではなかなかわからない資料だったものですから、そういったところについては軽米町に改めてわかるような資料を求めているということでございます。

○高橋はじめ委員 ということはごみの中の体温計と注射器の現物は提供された写真だけで確認しているのですか。

○千田経営管理課総括課長 体温計や注射針につきましては、それぞれものを拡大した写真がありますし、確かにそれぞれものが埋設されていたことは確認しております。写真を我々が見ておりますし、軽米町長がいらっしゃったときもそういうものが出ているということでお話になっておりますので、そういった体温計には確かに軽米病院という名称も入っていたということでございます。

○高橋はじめ委員 いやそうではなくて、3回派遣した職員の方が、その現物を土中か、土を隣に置いた現場で見ているかということですか。

○千田経営管理課総括課長 現場の試掘しているところで見えております。

○高橋はじめ委員 体温計もですか。

○千田経営管理課総括課長 体温計を確認したということではないですけども、旧県立軽米病院で使っていた薬品の瓶であるとか、そういった旧県立軽米病院から出たものであろうというものを現地の派遣した職員が見ているということですか。

○高橋はじめ委員 産業廃棄物と感染性の医療廃棄物は別個に考えていかなければならないのですよね。軽米町がずっと言っているのは、感染性の医療廃棄物ということで、自分たちがそう思い込んで、その処理の仕方に応じて処理をした。その経費がこうだということを言ってきているわけですが、問題はそれが本当に感染性をもった医療廃棄物なのかどうかという判断が一番抜けているのですよね。医療系だから全部感染性の医療廃棄物だと、そこにつながっているのではないかと思うのです。例えば今回の廃棄物も感染性の医療廃棄物じゃないのかと考えて、それでこのような丁寧な処理をしてこれだけの経費がかかってしまったのですけれども、問題はやはり医療局として感染性の医療廃棄物であると

まだ認めていない中でそういう処理の仕方をしたというのは間違いだと私は思うのですけれども。

50年も前の体温計とか注射器ですとか、注射針は見つかったと書いていませんが、そういったものが出たからといって感染性の医療廃棄物だと決めつけていることについて、医療局としてはどのような見解を持っているのですか。例えば、ここで患者の治療に使用した注射器やガーゼなどは感染性の医療廃棄物だと言われればそうだと思うのです。ところがそれをまとめて焼却して、そしてその焼却灰あるいは壊れている器具と一緒に穴のあるところに廃棄した場合、これは単なる廃棄物ですよ。焼却しているわけだから感染力はなくなっているわけです。そこを区分していない。

それから私は感染性廃棄物かどうかを判断するのは医師であると聞きました。医療局でこれは間違いなくうちで出している廃棄物で感染性を持っているのだという判断をしてあるならば協議ですとか、お金を出す出さない、補償するしないという流れになるのでしょうか。これについて医療局の見解はどうですか。

○千田経営管理課総括課長 現地に赴いたのは、出土があったという報告があつてかなりすぐの段階でありましたし、そのときはまず出土した物を確認するというほかにも、数量がどのくらいあるのかと、将来に向かって経費が何対何の割合になるかを検討するための参考ということを考えまして、そういったことを目的に現地に行ったところであります。

我々とすれば、軽米町に対しましては、基本は廃棄物を分別して処理してほしいと事務方にも再三にわたってお願いしておりますし、割合を出すに当たってはこういう方法やああいう方法があると御提案させていただいたところではあります。軽米町の考え方としては、工事におくれが生じるということもお話がありましたので、それは医療局としても本意ではありませんので、分別することを求めてはおりますけれども、軽米町でそういった処理をするという判断をされたということについてはやむを得ないものなのかということで、そういった処理になった。ただ、そういった処理をすることになった際でも、我々とすれば後でどのくらいの割合になったというのがわかるように、きちっと証拠書類といえますか、証拠写真や記録を残しておいてくださいという依頼は重ねてお願いをしております。

○高橋はじめ委員 皆様は見ているかも知れませんが、環境省が出している廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル。5年ほど前の平成30年に出されているのですよね。これに基づく、本当に感染性の廃棄物は触ったりすると病気がうつるといふ代物なのかどうか。今回出土した廃棄物は、50年も経って、土中にある、しかもほかのごみなども混在している可能性があり、場合によっては焼却した灰も混在している。そういうときにはっきり感染力はない。だから私たちは感染性の廃棄物ではなくて、一般の産業廃棄物だと思っている。やはり医療局としてはそういう判断だと、明確に言わないとだめだと私は思うのです。そしてその中で軽米町が感染力のある医療廃棄物であると主張するのであればその根拠を示せと。こちらの了解を得ずに、勝手に第二クリーンセンターに3万個近く廃

棄物を入れて、感染性医療廃棄物として処理して、その費用が相当な金額になっているのです。そんなことをしなくても一般の産業廃棄物であれば、普通の処理の仕方をしていれば、その費用の4分の1とか5分の1とかそれだけ圧縮できるのです。軽米町は残念ながら今回そういう手順もとっていないし、医療局も最初の段階で、今の時点ではこれは感染性を持った医療廃棄物であると我々は判断できないとか、出土した廃棄物の周囲をしっかりと試験して、そこから感染力が疑われるような菌が出てきたら、相当な処理マニュアルに沿って処分していくのだと。そういうことを言わないと、全部軽米町が勝手に思い込みで判断、処分してそのかかった費用だけ県に請求が来ている。だから私はこのことは本当にいかななものかと思っています。

もう一つは県北広域振興局二戸保健福祉環境センターですが、福祉関係、保健所も環境衛生課もあるし機能が混在している。福祉と環境はまた違うのだけれども。軽米町としては県の組織だからと1回で様々な問題を指摘しているのだけれども、そこと医療局と3つの部署がかかわっている事案なのです。そういう意味では各担当部あるいは担当課の連携をきちんとやっていかないといけない。環境保全課あるいは資源循環推進課で体温計を見た段階でこれは医療廃棄物だということしか言っていないような気もするし、やはりそれはマニュアルに沿ってみると非常に大きな問題であったなと思っています。まだまだこれから修正も可能だと思うし、私はずっと医療局としての補償は必要ないという思いをしまして、様々な資料もいまだに見ておりますけれど、医療局の立場としてもそのことをしっかりと行っていかないといけない。やはり現物をしっかりと確認して、感染力があるのかないのかを判断していかなければならない。私はそう思いますが局長の所見を伺います。

○小原医療局長 まさに高橋はじめ委員の御指摘のとおりでございまして、軽米町がこの事業に関しまして非常に急いで進めていたという状況はありまして、我々もその事業を妨げるわけにはいかないという判断で、今回そういう手順を軽米町が選んで進めてきましたが、実際にその廃棄物をどう処理すべきであったかについては、事後的にもしっかりと検証して応分の負担の額を決める必要があると当初から思っておりましたので、データをしっかりと残しておいてくださいというお話を続けて行ってきたわけです。

今後も引き続き確認をして、応分の負担額はどのようなものであったのかしっかりと詰めていきたいと思っています。

○高橋はじめ委員 今、応分の負担と小原局長がおっしゃいましたが、過去に県立病院の用地を売却した際は、県有地を売買するというので、そこにいろいろ埋設してあったものが今後いろいろな問題を引き起こしてはならないということで、そのための費用をしっかりと県が負担して、そしてまっさらな状態で売買してきた経緯があるわけです。今回の土地の件については借地でありますし、50年も経過しているという状況もありますので、そうした中において、この土地を買う人が、この土地の状況を調査して、しかるべき対応処置をしっかりとしながら、この土地の評価を決めて、いろいろ埋設物の処理をしなければ

ならないのであれば、それなりの費用もきちんと予算に盛り込んでやっていくのが本来の土地の売買だと思うのです。それをあたかも県有地を買ったがごとく、このような請求が来ているというのはいかなるものかと思っておりますので、その辺はやはり他県の県立病院の跡地売却のときとしっかり区別をしていただいて、私は応分の負担というのはほとんどないのだと思いますが、これはやはり負担すると言っても県予算で負担することになるのですから、きちんとした説明をできる状況でないと、我々もオーケーのサインを出しがたいわけですから、その辺はしっかりと厳しく対応していただければと思います。

○白澤勉委員 私からも確認を含めてお伺いいたします。今回、まさに同じ地方公共団体の軽米町から損害賠償請求が出されるということが、軽米町の臨時議会で可決されたと聞いて、正直なところなぜこういうことが起きてしまったのかというのが率直な疑問でございます。

先ほど御説明いただいたこれまでの経緯のところですが、医療局としては令和4年3月3日に医療局代理人弁護士から廃棄物の内容のわかる資料、つまりどんなものがどのくらいどの場所に、そして具体的にどのような処分が行われた結果、このような請求額になっているのかわかる資料の提供を依頼したとのことでした。今回資料の1ページ目で1億9,533万円余ということで積み上がっておりますが、この請求額についての医療局としての評価、もっと言うならば先ほど高橋はじめ委員も質問していましたが、④、廃棄物の撤去処分費7,997万円、⑤、汚染土壌の処分費、これの妥当性をどう認識しているのかお伺いします。

○千田経営管理課総括課長 軽米町から請求のありました1億9,500万円余の金額であります。我々といたしましては、この資料にあります内訳、例えば土壌分析費であるとか周辺井戸水の水質調査、こういったところの費用につきましては、土地を購入する軽米町が事業の開始に当たりまして、土地がどういう状態のものかと評価をする。これはどのような事業者であっても行うべきものだとということで、それらの費用については医療局では負担するものではないと考えております。

④の廃棄物の撤去処分費ですけれども、先ほどから説明いたしておりますが、病院由来の医療廃棄物がどのくらいあったのかについてわかる資料、記録を提供いただきたいということを話しておりますし、今回の事例で少し注意しなければならないのは、当該土地で事業活動をしていたのが私ども県立病院だけではなくて、その後にも何事業者か利活用しておりますので、そういったところからの廃棄物である可能性も考えなければいけないというところがございます。

それから⑤の汚染土壌の処分費ですけれども、これも汚染土壌の処分ということで経費はかかるのでございますが、どこまでの土壌を汚染されているものと判断したのかですとか、あるいはどういった考え方のもと、どういった事前調査のもとに範囲を決定しているのかですとか、そういったところについても少し吟味が必要ではないかと考えております。

そういったところについて、今、軽米町に関係する資料の確認を求めていますので、

それらを提出いただきましたら引き続き軽米町とその辺を協議して問題解決に取り組んでいきたいと考えております。

○白澤勉委員 いずれにしましても我々県を相手に損害賠償請求ということで、県民の税金で対応せざるを得ない話になってくるのですけれども、そういった意味からも非常に慎重に審査をしていかなければいけない。

まず現状把握ですが、土地を旧県立軽米病院がこの土地を使っていた履歴はあります。ただ、以前も当委員会で、今回のこの土地の調査については一義的に誰が責任を負うのですかと環境生活部に質問いたしました。例えば事業を行う場合は、当然土地の事前調査を事業主体が行う。あるいは不動産鑑定士を通じて、まずその土地の評価を行って、様々な視点から法令、形状も含めて、あるいはそういう産業廃棄物、埋蔵文化財といった、様々な調査をしながら大丈夫だということで着工するのが普通ですよ。今回なぜかわからないのですけれども、先ほどの説明の中で軽米町は事業の着工を大変急いでいたということですので。そもそもこれは商工会の会館建設の土地としても見込んでいたというような話も伺っておりますけれども、何らかの理由で大分急いでいたという中で、不動産鑑定士の事前調査、土地の試掘あるいは廃棄物の調査なども省略して進めた経緯があるわけですね。そういった部分についてきちっとやっていたら、そもそもこんな話にもなっていないのかと率直に思うのです。

聞き方を少し変えますけれども、医療局がもし自分で病院を建てるといったときにどういう手順を踏むのか。例えば建設予定地に対する評価するに当たり、同じような手順を踏みますか。あえて聞きます。

○千田経営管理課総括課長 病院を新たに建設するというのであれば、ということでもありますけれども、今白澤勉委員がおっしゃったように、まずはその地歴調査であるとか、遺跡が埋まっている可能性があるかといったところの調査はもちろんですし、土地の評価、金額、どのくらいの価値があるのかとか、そういったところは当然に調査のうえで、検討して適正なものであれば、あとは病院であれば津波災害や洪水といった自然災害の危険地帯になっていないかなどを考慮して事業用地として取得するという手続になるかと思えます。

○白澤勉委員 いずれにしましてもこの場所は旧県立軽米病院が建っていたところ、あるいは繊維メーカーが利用していたところであると、地元の役場の人も含めてみんなわかっているわけですね。ですから土地の所有者あるいは事業を施行する側は、やはりそういった部分について調査をするべきだったのではないかと思います。そこはまずその程度にしておきます。

そして今、高橋はじめ委員からの質問で、医療局としても答弁がづらいだろうと思うのは、やはりこの医療廃棄物を含めた産業廃棄物の適正な処分の仕方あるいは妥当な費用の根拠みたいなものは、なかなか医療局ではわかりにくいのだと思うのです。そういう意味でお伺いしますが、環境生活部との連携はどのように行ってきたのでしょうか。もっとと言

うならば撤去処分費あるいは処分方法。例えば12カ所ボーリングしたところで何カ所か鉛がでましたよね。その土壌の処分の仕方についてもあまり広範囲に影響を及ぼさないということで範囲が限定されていたのであれば、素人的には囲ってその部分だけ処分すればよいとも思うし、それをある程度広域的に処分するとか、軽米町が行った処分に対して環境の専門家である環境生活部の知見からそういった指導といったものがどのように行われていたのか。そしてその指導を軽米町がちゃんと聞いてしっかりやったのか。あるいは県の環境行政の指導を聞かずにといたしますか、ある程度自分たちで処分して、いくらかかりました、これを県に請求しますというような状況になっているのか、その辺を少し我々にわかりやすく教えてください。

○千田経営管理課総括課長 医療局が環境生活部とどういった連携といたしますかやり取りをしてきたかでございますけれども、環境生活部は環境行政ということで、行政指導や行政処分といった行政としての法律を適正に執行し、事業者を監督、指導するという立場でございますが、我々はあくまでも公営企業、病院という事業をしている立場ということもありますので、我々から軽米町のこういうところがおかしいので、こういう指導をして欲しいですとか、そのようなことは言えませんが、同じ県庁の組織の中であり、議会等のこういった場もありますので、軽米町のいろいろな処理についての情報は我々にも入ってきます。そういった情報は我々も見ようかたちでやっておりますし、あと情報提供というかたちで調査などをしたときの様子を聞くということもあります。そういった連携といたしますかかわりというようなことでずっとこれまできている状況でございます。

○白澤勉委員 知事部局とは違う、独立しているということでその程度なのだとすることは把握いたしましたが、いずれこの撤去処分費、具体的には7,997万円かかった。これの妥当性について、これの中身とどのような処分の仕方をしたか。しかも、その処分の仕方が環境行政のマニュアルだとか基準に照らしたとき適正な処分の仕方なのかどうか。医療局としても、そういった部分の判断は基本的にできないわけですよね。だからそれは環境行政の環境生活部、これまでも県境産廃などの様々な岩手県の抱えてきた問題を通じて知見があるわけですから。それから、岩手県は達増知事になってから環境王国と打ち出しながら、環境を旗印に進めてきたわけではないですか。そういった中で、今回のこういった軽米町の事案が私として心痛いと言いますか残念。それは一旦置いておきますけれど。

いずれ何が言いたいかと言いますと、ここの処分経費の妥当性といった部分ですとか、もう一回繰り返しになりますけれども、処分にかかった経費はかかった経費、それは向こうからは言ってくるかも知れないですよ。ただそれを処分するに当たって、環境生活部に聞かなければいけないのかも知れないけれども、その処分の仕方を本当に指導したのですか。あるいは基準値の5倍を超えた鉛が出ている土壌の処分の仕方についても、県の環境生活部でまったく指導もせずに事後報告だけ受けているならば、私はそういう県の環境行政というのは非常にあり得ないと思うし、そういったことはないのだと信じますけれども、そういったことも含めて金額の妥当性とかそういう部分、これを現時点で医療局としては

どのように受けとめているのか。まだまだ情報が来ていないから何とも言えないのかもしれないですけども、そこら辺はやはり丁寧に中身を精査していかなければいけないと思います。私もいろいろ聞いている中では2,400個くらいの感染性廃棄物、そういったものを容器に突っ込んであとは焼却だとか、この工期延長においては汚染土壌処分のほかにも焼却灰の処分、こういったものが出てきてそれに関する経費もどんとふえているといった話がある中で、本当に医療局に請求されている金額の精査、根拠を確認する必要があります。そして本来、本当に我々が負担するべきものなのかということをやはりももっとも吟味しながら、関係部局である環境生活部とも、そこら辺の指導をいただいたり、あるいは業者からも複数の見積りをとっているのかどうかわからないですけども、そこら辺を今後どのように対応しようとしているのか改めて伺います。

○千田経営管理課総括課長 ただいま質問の中で軽米町が行った処理が適正なものであるかどうかにつきましては、医療局では何とも申し上げられませんが、軽米町でやったものが適正なものであるという前提に立って、我々医療局でも過去これまでそういった廃棄物が出土して、我々で対応して費用を払っているという経緯もありますので、そういったものと照らし合せて、今回軽米町が行った処分について、我々でもその詳細を確認する意味でも、必要な書類ということで再度提出を求めている状況ではございます。そういった出された資料に基づいて軽米町が当時そういう処理をした経緯であるとか、判断した根拠など、お話を聞きながらずっとやってきたところです。今回提訴といった形になりましたけれども、我々はそういったところを少し両方で吟味して割合あるいは金額について、県民それから町民に説明できる形のものにしなければならないという認識の下で、協議、相談を進めてきたということですし、これからもそういう機会があるのだろうと思うんですけども、そういった形で検討はしていきたいと考えております。

○白澤勉委員 いずれ再三医療局から軽米町に今言ったような資料の提供を求めているわけです。向こうの弁護士を通じてこうやっているわけですよ。ことし3月に再度請求して、もう5カ月もたっているのに、それに対して一切応じずに、いきなり議会で議決を受けて訴訟を起こしてきているということで、もう少しその辺はお願いというより、はっきり根拠を示して貰わないと我々の議会の中でも通るわけがないですよ。この1億円、2億円に係る審査をするに当たって、何を判断してやるのかが見えない中では無理なので。それは向こうもわかっている話ですよ。だけれども軽米町と医療局との関係がなぜこのようになってきているのか。また環境生活部もいろいろ指導していたはずなのだけれども、何で今こうなっているのかが非常に疑問です。

もう1点、工事延滞金の話がありますけれども、私は見ていないのですが、工事は今進んでいるのですか。また工事の遅延金というのは今なおふえているのですか。

○千田経営管理課総括課長 工事につきましては、今回こういう廃棄物の処理というようなこともあって、当時の工事期間よりも伸びるような形、まだ建物の工事は完成していないというような状況のようではございますが、遅延金につきましては、具体的にどれぐらい

の試算額になるのか、今、私どもでもはじいておりませんので、わからない状況です。新聞記事からの情報で来年7月頃完成とありましたので、それから換算しますと9カ月ほどなので、9カ月の遅延の計算になるかは考えますけれども、詳細はわかりません。

○佐々木朋和委員長 白澤勉委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせがありました質疑の目安時間を超過しておりますので、議事の進行に御協力願います。

○白澤勉委員 遅延金は今後もふえる可能性があるということですか。

○千田経営管理課総括課長 遅延した期間につきましても、医療局がそういった責任を持つ期間についても、今どのくらいの期間かというの、今求めている資料等で検討したいと思います。

○佐々木朋和委員長 白澤勉委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせがありました質疑の目安時間を超過しておりますので、議事の進行に御協力願います。

○白澤勉委員 最後にいたします。今回のこの建設事業費、土地とはまた別かも知れませんが、いろいろ二十数億円の事業費がかかると聞いております。この財源は軽米町単独でやろうとしているのですか。つまり、いろいろな国の補助金あるいは地方債、過疎債を使っていると、例えば訴訟などで工期が延びるといったときに、事業にも非常に影響が出ます。補助金などの財源を監督する官庁、総務省あるいは商工関係なのかかわからないですけれども、それぞれの官庁からの指導など、今後どのような影響が出てくるのか。医療局に聞くべきことではないかも知れませんが、財源も含めて考えていかないと、なかなか難しいかと思っておりますので、小原医療局長にコメントをお願いします。

○小原医療局長 事業に年度の区切りがあるということですので、我々に入っている情報では環境省サイドの環境に関する補助金、それから地方債で言えば有利な起債を財源として当て込んでいっていると伺っておりますが、事業そのものは進んでおりますので、それぞれの特定財源への影響は少ないのではないかと考えております。いずれにしましても早く解決に向けてしっかりと精査して取り組んでいきたいと考えておりますので、逐次御説明をしてみたいと思います。

○佐々木努委員 確認だけさせていただきます。この資料によると4回ほど資料請求していて、その回答がここにはないのですが、資料請求について回答はこれまでまったくなかったということでしょうか。

それから年明けから代理弁護人の方々とのやり取りになっていますが、職員間でのやり取りは一切ない状況なのかということ。

それから最終的にどうなるかはわからないのですが、軽米町議会で損害賠償請求事件に係る訴えの提起に関し議決ということで、軽米町議会も県に対して訴えたことに対して、これは適正だと判断したという根拠を、医療局としてどのように認識をされていて、何度も聞いていますが医療局として法的責任はないとする根拠を示していただけだと思います。

○千田経営管理課総括課長 医療局が軽米町に再三に渡って要求している資料の請求への回答はどうかということですが、最初に資料をお願いしたときに、軽米町か

ら資料はいただきましたので、軽米町から全然資料の提供がなかったということではないのですが、その中身が我々で検討するにはもう少し詳しく知りたい部分もありましたので、追加で資料を求めたところですが、それに対しては既に出している資料で十分だという回答で、その後はきております。

それから軽米町と我々との事務レベルでの接触ということですが、廃棄物の出土以降、軽米町の職員と我々の職員で現地に行ったり、役場内で打ち合わせをしたり、医療局で打ち合わせをしたりといったやりとりがありましたけれども、昨年1月の段階になりますと、電話でのやり取りはあるのですが、具体的な費用配分のお話ですとか、そういったところでの話は低調というような状況です。全然やり取りがないということではなく、引き続きそういった事務レベルでの情報のやり取りはしています。議会での状況の動きなども我々から問い合わせをしたりして、教えて貰ったりといったようなチャンネルの確保はしております。

それから臨時議会でそういった議決をしたということで、お互いの根拠ということですが、軽米病院が当時行っていた廃棄物の処理方法が、当時の法律では明らかに違法な行為ではないと確認しておりますので、そういったことで法的な責任はないと考えております。ただ軽米町の考えを我々で推測するには、いずれ出ているということは事実で、出てきたものが病院由来のものであるので、出したものが撤去ないしは費用を負担するのは当然だという考えなのかと考えております。そういったところで軽米町は議決をし、我々は法的な責任はないのですという説明をしているということでございます。

○佐々木努委員 これまでずっとそういう話をしてくれて、それでも向こうは納得しない。県で費用も応分の負担はすると言っても、まったく話し合いでは解決しないということだったのですね。

○千田経営管理課総括課長 費用もある程度県立病院で持つべき部分と事業者で出したのかどうか分かりませんが、そういったところの費用の按分でやっていきたいと思います。ということについては、軽米町の事務方とずっとそういった方向で打ち合わせをしてきております。ただそれが軽米町役場の中で町長にどういった形で報告、協議をされているのかはわからないのですが、我々は首尾一貫やはり説明責任があるので、資料はきちんと整えておきましょうということで、それについて軽米町で異議はないという認識でありましたので、町長から当初の考えを翻してというようなことをお話になった時点で我々としてもどうしてなのかという印象はあります。

○千田美津子委員 今の質疑を聞いていて思ったのですが、何回も資料を要求して、私も全然回答がないのかと思っていたら、今、佐々木努委員に答弁されたように回答はあった。ただそれでは不十分なので、再度資料の提出を要求したけれど、それに対して今年の3月24日に代理弁護士から資料送付済みという回答で終わってしまっているわけですか。やはり費用負担するにはしっかりとした論拠が必要なのは誰でもわかりますよね。そのためのきちんとした内容の資料が欲しいということに対して、不誠実というようにしか思えない

のですけれども、その辺もう一度確認します。

○千田経営管理課総括課長 そこは我々もこれまでお願いしている中身そのものなわけでありまして、軽米町からは最初に送った資料が全てであるということで回答を受けているという状況であります。

○千田美津子委員 最初に送ったという資料をもう一度確認させてください。どのようなものなのかが少しわからないので、

○千田経営管理課総括課長 我々とすればそういう費用を検討するに当たって必要なのでいただきたいということでお願いをしまして、軽米町からは図面であるとかあるいは廃棄物を処理した総量を量った写真もありましたけれども、そういったものが届いております。やはりそれだけでは先ほど千田美津子委員からも質問がありましたように、適正なものであったのかどうかという判断のもとになる根拠であるとか、汚染があるということであればどういった汚染があったからとか、そういったところの書類が少し足りないということで、追加で求めている状況でございます。

○千田美津子委員 だいたいわかりました。医療局からの求めに対して、軽米町から1回資料が出されたのはいつ頃のことですか。

○千田経営管理課総括課長 お配りした資料の2枚目、経緯のところですが、令和2年12月4日に軽米町から撤去費用の要望がありましたので、12月9日に医療局から資料の提供を依頼し協議を進めて行く旨を回答ということで、令和3年2月19日に提供依頼して、10月5日に軽米町から医療廃棄物撤去処分業務実績報告書ということでいただいております。

○千田美津子委員 そうしますと最初に資料要求してから10カ月後くらいに回答があった。ただその回答もこちらで必要とする内容がなかったということがわかりました。その後も資料要求しているわけですが、最終的に代理人からは、資料はもう送付している、それで再度請求に対する諾否を求めるということであつたようですけれども、やはりこの間の医療局が意図している資料の中身について、軽米町でまったく無視する気ではなかったとは思いますが、何故わからなかったのか。それとも分けることをまったくしてないがために求めていた資料の回答にならなかったのか。その辺はどのように思いますか。

○千田経営管理課総括課長 その部分につきましては、我々からはそういう分別、割合がわかるような資料ということで求めているのですが、軽米町の理解としては、医療局ではそういう土壌を含めて廃棄物を一体のものとして処理することに特に異存を申し立てないで、要するに一括処理することを認めた。それに係った費用の全部を医療局は払ってくれるという認識を持っていたと感じます。そのためあえて中身がわかるような書類でなくても、総量を示せばどうしてそのような額になるのかわかるだろうというような認識のもとで出しているのではないかと思います。ただそこは我々とは認識が違うわけでありまして、我々はそういう認識はないということで、これまでも出土してから終始一貫、分別は必要なのできちんと書類を残してくださいと軽米町にお話させていただいてきたと

ころでございます。

○千田美津子委員 最後になりますが、そうしますとそれではこちらが意図するところは相手には伝わらなくて、軽米町は都合よく解釈をしてやってきたとしか思えないのです。やはり本来きちんとやるべきこちらが求めていたことに対して、軽米町の回答がきちんとしなかったために、自分に都合のいい解釈をして事を進めてきた。これは想像でしかありませんが、今さらそういう資料を要求されても出すものがないということなのではないかと思えます。こういう状況になれば、本当は7月中の提訴という話でありましたけれども、きのうの時点では出されていないということでございます。

いずれ過去に遡ってこうすればあすればとはできないですし、県民の税金を使ってやっていくこととなりますので、言葉足らずのことがあったかも知れませんが、やはりきちんと事実に基づいて処理をしていただきたいと思えます。そしてやはりこういうことがないように、医療局には今後もいろいろ指導や環境生活部との横の連携も含めて対応をお願いしたいと思います。

○佐々木朋和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 以上をもって、医療局からの報告を終わります。

なお、8月31日に予定しております閉会中の委員会についてであります。さきの委員会において決定いたしましたとおり、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付について調査をすることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。